各種お問い合わせ先 一 帽

<照明用安定器のPCB含有の有無について>

TEL 03-6803-0685 -般社団法人 日本照明工業会

<電気工作物に使用されていたPCBの確認等>

TEL 03-3556-5885 一般社団法人(日本電機工業会)重電部業務課

<使用中PCB含有電機工作物についての報告>

中部近畿産業保安監督部近畿支部 TEL 06-6966-6048 電力安全課

高濃度PCB廃棄物の処分に関するお問い合わせ

<トラソス類・コンデンサ類>

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 大阪PCB処理事業所

〒552-0007

オーク4番街プリオタワーオフィス7階701号 大阪府大阪市港区弁天1丁目2番30号 TEL 06-6575-5575 FAX 06-6575-5576

<安定器等・汚染物>

営業課 (近畿・東海エリア分室) 北九州PCB処理事業所 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

〒552-0007

TEL 06-6575-5585 FAX 06-6575-5586 オーク4番街プリオタワーオフィス7階702号 大阪府大阪市港区弁天1丁目2番30号

ω

奈良県内のPCB廃棄物の届出・適正管理に関するお問い合わせ

廃棄物対策課 PCB担当 奈良県くらし創造部景観・環境局

奈良県くらし創造部景観・環境局

<適正管理>

景観・環境総合センター

PCB超当

 $\mp 630-8501$

TEL 0742-27-8747 FAX 0742-22-7482 奈良県奈良市登大路町30番地

〒630-8501

奈良県桜井市粟殿1000番地

TEL 0744-47-3790 FAX 0744-43-3416

奈良県のPCB関連情報のホームページ:

http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12570

PCBを含む電気機器を 使用・保管していませんか?

杂良県

キュービクル

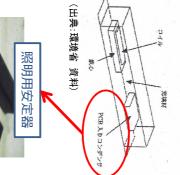
業務用照明器具











(出典: JESCO 資料)



PCBを含む電気機器は処分期限があります。

ればなりません。 事業者は、処分期間内にPCB廃棄物の処分を他人に委託、PCB使用製品を廃棄しなけ

事業者が期間内の処分に違反した場合、都道府県知事は事業者に対し、期限を定めて PCB廃棄物の処分など必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。



この改善命令に違反すると、3年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます。

亩	Λŀ		
氏濃度PCB廃棄物	安定器等・汚染物	高濃度トランス ・コンデンサ	対象機器例
民間の無害化処理認定施設 (H28.4.1現在 全国31箇所)	J E S C O※北北州	JESCO※大阪	処理施設
~平成39年3月31日	5号の届出により特例所分期限日(平成34年 3月31日)までに処分することが可能	〜 <mark>平成33年</mark> 3月31日 (注)所定の条件を満れ、た場合のみ、様式第	処分期間

※中間貯蔵·環境安全事業株式会社



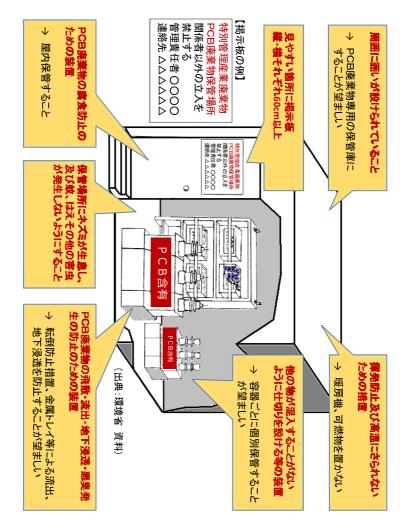
PCB廃棄物の保管方法

PCB廃棄物の保管は、廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物保管基準」に従い保管する必要があります。

基準に適合しない場合、都道府県知事は保管事業者に対し、期限を定めて必要な措置 を講ずべきことを命ずることができます。



この改善命令に違反すると、3年以下の懲役若しくは、300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます。





管理産業廃棄物管理責任者の設置

使用済みのPCB使用製品等を保管している事業者は、 業廃棄物管理責任者」を設置しなくてはなりません。 当該事業場ごとに「特別管理産

特別管理産業廃棄物管理責任者は、法に定める資格を持った人又は特別管理産業廃棄 物管理責任者に関する講習会の受講を修了した人がなることができます。



この義務に違反すると30万円以下の罰金に処されます。



保管及び処分の状況の届出

PCB含有機器等を保管・使用している事業者は、様式第一号により、<u>毎年4月~6月</u>

<u>に</u>前年度の状況を報告するする必要があります。

また、必要の応じて、様式第二号~第八号による届出等が必要となります。



役又は、50万円以下の罰金に処されます。 届出を行わなかった者、また虚偽の届出をした者は、6月以下の懲

○ P C B 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則に定める様式一覧

・PCB廃棄物、高濃度PCB使用製品を譲り受けた場合(都道府県知事が認めた場合に限る)
承継のあった日 ・相続、合併又は分割により、PCB廃棄から30日以内 物保管事業者の地位を承継する場合
・ 〃
・処分期間(平成33年3月31日)以降、 平成34年3月31日までの期間に高濃度 平成84年3月31日までの期間に高濃度 PCB機器を処分する場合(平成34年3月 31日までに処分できることが確認できる 処分委託契約書の添付等一定の要件 を満たすこと必要あり)
※ここでの処分とは、廃棄物処理法に定める委託基準に従った処分委託日をいう。 JESCOとの機器登録手続きは該当しない。
保管場所の変更 ・JESCO処理事業範囲を超えて、保管場所 所を変更する場合に必要
・処分業者との調整状況等の記載事項 が追加
・保管の場所、処分予定年月日、処分 業者との調整状況等の記載事項が追 加